

株式会社NEW ART HOLDINGS

定 款

改定日 2022年6月21日

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社NEW ART HOLDINGSと称し、英文では、NEW ART HOLDINGS Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。

- (1) 総合ブライダルサービスに関する業務
- (2) 宝石、貴金属の輸出入、販売、レンタルおよび加工ならびに美術品の販売
- (3) 旅行代理店業
- (4) 礼服、ウェディングドレス、旅行用品、ブライダル家具、服飾品雑貨、日用品雑貨、食料品、酒類の斡旋および販売
- (5) 不動産賃貸借の斡旋および仲介業
- (6) 生命保険の募集に関する業務および損害保険の代理店業
- (7) 化粧品、石鹸、洗剤、医薬品、医薬部外品の製造、販売および輸出入
- (8) インターネットによる通信販売業
- (9) 広告代理店事業
- (10) 古物営業法に基づく中古美術品、宝飾品等古物の買取、仕入および販売
- (11) 展示会、展覧会の開催および運営
- (12) 美術品投資顧問業務および美術資産運用コンサルティング業
- (13) 全身美容サロンの経営、マーケティングおよびコンサルタント業務
- (14) 美容機器、健康機器、食品および健康食品の販売および輸出入
- (15) ゴルフ用具、用品、各種スポーツ用品の製造、販売修理および輸出入
- (16) 紳士服、婦人服その他の衣料品のデザイン、製造、販売および輸出入
- (17) フランチャイズチェーン加盟店の運営、募集および指導
- (18) ゴルフ場、練習場、スクール等スポーツ関連施設の運営および運営支援
- (19) 飲食業
- (20) 個別信用購入あっせん業、包括信用購入あっせん業等のクレジット業、貸金業、その他 IT 技術を利用した金融業および保証業務
- (21) 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業、投資助言・代理業
- (22) 適格機関投資家等特例業

- (2 3) ファンド(有限責任組合・匿名組合等)の組成・管理業務
- (2 4) I T 関連事業
- (2 5) 投資業
- (2 6) I T 関係のコンサルティング業務
- (2 7) 各種セミナー、イベントおよびシンポジウムの企画・運営・開催
- (2 8) 前各号に関連する一切の業務

2. 当社は、前項の事業に付帯または関連する一切の事業および前項各号の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、66 百万株とする。

(単元株式数)

第 6 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式の買増し)

第 7 条 当社の株主は株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(基準日)

第 8 条

- 1 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項に定めるほか、基準日を必要とする場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第9条

- 1 当社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(開催場所)

第12条 株主総会の開催場所は、本店の所在地または、東京都区内とする。

(招集権者および議長)

第13条

- 1 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に支障あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条

- 1 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことが出来る。

(決議の方法)

第15条

- 1 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条

- 1 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主または前項の代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を、当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は、3名以上とする。

(選任方法)

第19条

- 1 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(解任方法)

第20条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会
終結の時までとする。

(取締役会の設置)

第22条 当社は、取締役会を置く。

(代表取締役および役付取締役)

第23条

- 1 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
- 2 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務
取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条

- 1 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に支障あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が
取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条

- 1 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、
緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催するこ
とができる。

(取締役会の決議方法)

第26条

- 1 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行
う。
- 2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることがで
きるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決
議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、業務監査権限を有する監

査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条

- 1 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。
- 2 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下報酬等という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条

- 1 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
- 2 当会社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基く賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第31条 当会社は、監査役および監査役会を置く。

(員数)

第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第33条

- 1 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第34条

- 1 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 退任した監査役の補欠として、選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期と同じとする。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条

- 1 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または、電子署名を行う。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条

- 1 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
- 2 当社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基く賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第42条 当社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第44条

- 1 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第46条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の責任を法令の範囲内において免除することができる。

第7章 計算

(事業年度)

第47条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第48条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第49条

- 1 当社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。
- 2 当社の中間配当の基準日は毎年9月30日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第50条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

以上